

NPO法人Aim Top Swimming Club 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人Aim Top Swimming Club という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区松原五丁目26番11号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、幼児から高齢者、及び各種水泳競技会に出場するアスリートを対象とする水泳教室の管理・運営、高齢者・障害者に対する個別水泳指導、並びにこれらの者を対象とする合宿等に関する事業を行い、また、老若男女に対するヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操や高齢者に対する介護予防健康体操の指導を行い、生涯スポーツを通じて健全で豊かな生活が出来るように、水泳等のスポーツの振興・普及、健康増進、介護予防に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 水泳教室の管理・運営及び個別水泳指導事業

(2) ヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操指導事業

(3) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 施設の貸出し事業

(2) 物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進

法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３ 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款等に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２ 前項の規定により会員を除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章 役員

（種別及び定数）

第１３条 この法人に、次の役員を置く。

（１）理事 ３人以上７人以内

（２）監事 １人以上２人以内

２ 理事のうち、１人を理事長、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の総会は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び予算並びにその変更

(4) 入会金及び会費の額

(5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 監事から第15条第4項第5号の規定に基づき、招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年1月1日に始まり、同12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	濱 田 茂 之
副理事長	梶 山 真 美
理事	堀 口 理 穂
理事	前 田 香代子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人、団体） 10,000円

(2)	年会費	賛助会員（個人、団体）	50,000円
		正会員（個人、団体）	0円
		賛助会員（個人、団体）	1口10,000円 (1口以上)

附 則

この定款の変更は、令和8年 月 日から施行する。

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Aim Top Swimming Club

1 事業実施の方針

幼児から高齢者、及び各種水泳競技会に出場するアスリートを対象とする水泳教室の管理・運営、高齢者・障害者に対する個別水泳指導、並びにこれらの者を対象とする合宿等に関する事業を行い、また、老若男女に対するヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操や高齢者に対する介護予防健康体操の指導を行い、生涯スポーツ通じて健全で豊かな生活が送れるように、水泳等のスポーツの振興・普及、健康増進、介護予防に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【45523】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
水泳教室の管理・運営及び個別水泳指導事業	(水泳指導) 幼児から高齢者、アスリートまでの水泳教室の管理、運営及び高齢者・障害者に対する個別水泳指導	通年	当施設	25人	会員（幼児、高齢者、障害者）	400	44172
	Night Pool	8月	当施設	2人	会員及び区民	70	85
	Aim Top Festival	7月	当施設	3人	会員及び区民	40	63
	(選手合宿) 選手を対象とした水泳合宿	1月	千葉県長生郡長柄町	2人	選手クラス会員	15	462
	(GW合宿) 小学生から高校生までを対象とした水泳合宿	5月	当施設	2人	選手クラス会員	25	525
ヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操指導事業	子供から高齢者及びアスリートを対象としたヨガ・ピラティスの指導	通年	当施設	1人	会員及び区民	5	216

(2) その他の事業

(事業費の総費用【2620】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
施設の貸出	民間事業者等に対する当施設の貸出	通年	当施設	1	2577
物品の販売	当施設における物品の販売	通年	当施設	1	43

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Aim Top Swimming Club

1 事業実施の方針

幼児から高齢者、及び各種水泳競技会に出場するアスリートを対象とする水泳教室の管理・運営、高齢者・障害者に対する個別水泳指導、並びにこれらの者を対象とする合宿等に関する事業を行い、また、老若男女に対するヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操や高齢者に対する介護予防健康体操の指導を行い、生涯スポーツ通じて健全で豊かな生活が送れるように、水泳等のスポーツの振興・普及、健康増進、介護予防に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【42926】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
水泳教室の管理・運営及び個別水泳指導事業	(水泳指導) 幼児から高齢者、アスリートまでの水泳教室の管理、運営及び高齢者・障害者に対する個別水泳指導	通年	当施設	25人	会員（幼児、高齢者、障害者）	400	41392
	Night Pool	8月	当施設	2人	会員及び区民	70	80
	Aim Top Festival	7月	当施設	3人	会員及び区民	40	60
	(選手合宿) 選手を対象とした水泳合宿	1月	千葉県長生郡長柄町	2人	選手クラス会員	15	462
	(GW合宿) 小学生から高校生までを対象とした水泳合宿	5月	当施設	2人	選手クラス会員	25	500
ヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操指導事業	子供から高齢者及びアスリートを対象としたヨガ・ピラティスの指導	通年	当施設	1人	会員及び区民	5	432

(2) その他の事業

(事業費の総費用【5242】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
施設の貸出	民間事業者等に対する当施設の貸出	通年	当施設	1	5156
物品の販売	当施設における物品の販売	通年	当施設	1	86

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 Aim Top Swimming Club

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
(A) 経 常 収 益						
1	受取会費		0		0	0
	正会員受取会費					
	賛助会員受取会費					
2	受取寄附金		6,200,000		0	6,200,000
	受取寄附金	6,200,000				
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金					
4	事業収益		40,600,000		3,050,000	43,650,000
	水泳教室の管理・運営及び個別水泳指導事業	40,000,000				
	ヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操指導事業	600,000				
	施設の貸出し事業			3,000,000		
	物品の販売事業			50,000		
5	その他の収益		360,000		0	360,000
	受取利息	4,000				
	雑収入	356,000				
経 常 収 益 計			47,160,000		3,050,000	50,210,000
(B) 経 常 費 用						
1	事業費					
	(1) 人件費		21,345,500		36,000	21,381,500
	役員報酬					
	給料手当	12,141,500		36000		
	雑給	7,588,400				
	法定福利費	1,615,600				
	(2) その他経費		24,177,800		2,584,000	26,761,800
	外注費	129,800				
	広告宣伝費	833,600				
	旅費交通費	2,214,900				
	通信費	616,800		83,000		
	消耗品費	428,100		58,000		
	修繕費	699,500		94,000		
	水道光熱費	8,799,600		1,189,000		
	新聞図書費	10,000				
	諸会費	1,400				
	支払手数料	3,523,100		476,000		
	車両費	188,800				
	地代家賃	4,165,700		563,000		
	プール使用料	485,400				
	保険料	249,800				
	租税公課	71,300		10,000		
	支払報酬料	583,800				
	減価償却費	639,100		86,000		
	給食費	370,000				
	支払利息	167,100				
	売上原価			25,000		
事業費計			45,523,300		2,620,000	48,143,300
2	管理費					
	(1) 人件費		0		0	0
	役員報酬					
	給料手当					
	雑給					
	法定福利費					
	(2) その他経費		3,193,700		0	3,193,700
	広告宣伝費	127,600				
	旅費交通費	26,800				
	通信費	107,100				
	消耗品費	46,000				
	修繕費	76,200				
	水道光熱費	1,529,300				
	新聞図書費	1,500				
	諸会費	200				
	支払手数料	255,300				
	車両費	28,900				
	地代家賃	724,000				
	プール使用料					
	保険料	32,400				
	租税公課	12,400				
	支払報酬料	89,400				
	減価償却費	111,000				
	給食費					
	支払利息	25,600				
管理費計			3,193,700		0	3,193,700
経 常 費 用 計			48,717,000		2,620,000	51,337,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-1,557,000		430,000	-1,127,000
(C) 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
(D) 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分振替額・・・③			430,000		-430,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④			-1,127,000		0	-1,127,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						133,900
前期繰越正味財産額・・・⑥						
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥						-1,260,900

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 Aim Top Swimming Club

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
(A) 経 常 収 益					
1 受取会費		0		0	0
正会員受取会費					
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		6,200,000		0	6,200,000
受取寄附金	6,200,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		41,200,000		6,100,000	47,300,000
水泳教室の管理・運営及び個別水泳指導事業	40,000,000				
ヨガ・ピラティスをはじめとする健康体操指導事業	1,200,000				
施設の貸出し事業			6,000,000		
物品の販売事業			100,000		
5 その他の収益		360,000		0	360,000
受取利息	4,000				
雑収入	356,000				
経 常 収 益 計		47,760,000		6,100,000	53,860,000
(B) 経 常 費 用					
1 事業費		21,309,500		72,000	21,381,500
(1) 人件費					
役員報酬					
給料手当	12,105,500		72000		
雑給	7,588,400				
法定福利費	1,615,600				
(2) その他経費		21,616,800		5,170,000	26,786,800
外注費	129,800				
広告宣伝費	833,600				
旅費交通費	2,214,900				
通信費	532,800		167,000		
消耗品費	370,100		116,000		
修繕費	604,500		189,000		
水道光熱費	7,610,600		2,378,000		
新聞図書費	10,000				
諸会費	1,400				
支払手数料	3,047,100		952,000		
車両費	188,800				
地代家賃	3,602,700		1,126,000		
プール使用料	485,400				
保険料	249,800				
租税公課	62,300		19,000		
支払報酬料	583,800				
減価償却費	552,100		173,000		
給食費	370,000				
支払利息	167,100				
売上原価			50,000		
事業費計		42,926,300		5,242,000	48,168,300
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
雑給					
法定福利費					
(2) その他経費		3,193,700		0	3,193,700
広告宣伝費	127,600				
旅費交通費	26,800				
通信費	107,100				
消耗品費	46,000				
修繕費	76,200				
水道光熱費	1,529,300				
新聞図書費	1,500				
諸会費	200				
支払手数料	255,300				
車両費	28,900				
地代家賃	724,000				
プール使用料					
保険料	32,400				
租税公課	12,400				
支払報酬料	89,400				
減価償却費	111,000				
給食費					
支払利息	25,600				
管理費計		3,193,700		0	3,193,700
経 常 費 用 計		46,120,000		5,242,000	51,362,000
当 期 経 常 増 減 額 (A) - (B) . . . ①		1,640,000		858,000	2,498,000
(C) 経 常 外 収 益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計		0		0	0
(D) 経 常 外 費 用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計		0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 (C) - (D) . . . ②		0		0	0
経 理 区 分 振 替 額 . . . ③		858,000		-858,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 (1)+(2)+(3) . . . ④		2,498,000		0	2,498,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ⑤					267,340
前期繰越正味財産額 . . . ⑥					
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 (4)-(5)+(6)					2,230,660